

福祉のまちづくり条例に 基づく協議ガイド



• 事前協議・完了届・整備基準適合証について	1
• 手続きの流れ	4
• 指定施設新築等（変更）事前協議書	5
• 指定施設工事完了届	6
• 整備基準適合証交付請求書	7

令和 7 年 6 月

川 崎 市

1 事前協議について

川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条の規定による事前協議には、次により、指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（5 ページ）を提出してください。

(1)提出期限

- ・ 確認申請を要する指定施設 : 確認申請をする日の 30 日前まで
- ・ その他の指定施設 : 新築等の工事に着手する日の 30 日前まで

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局指導部建築管理課
(TEL 044-200-3088 本庁舎 18 階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-2348 本庁舎 19 階)

(3)提出方法

- ア 紙媒体（窓口及び郵送）で提出の場合、**2 部**（正本・副本各 1 部）提出
※ 副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。
- イ 電子申請の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

- ア 指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（5 ページ）
※ 電子申請の場合、フォームに必要事項記入と用途の内訳等がわかる面積表を提出
- イ 適合状況項目表（A-1 又は A-2 様式）
- ウ 付近見取図・配置図・各階平面図
- エ その他市長が必要と認める図書（エレベーター仕様書及び詳細図、便所詳細図等）
※ A4 判ファイルで綴ってください。

(5)変更届について

協議終了後に計画を変更する場合は、上記(3)～(5)と同じ書類により「変更」の協議をしてください。

(6)その他

- ・ 「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」は、確認申請時に活用ください。
- ・ 様式や協議ガイド、整備マニュアル等は、次の川崎市ホームページに掲載しています。

「かわさき福祉のまちづくり」

→ 『川崎市福祉のまちづくり条例』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-4-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

より使いやすい建築物として整備するために（参考）

高齢者・障害者等の社会参加や外出等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要の高まりから、国土交通省が策定しているバリアフリー設計のガイドライン「**高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準**」（令和7年度改正版）が令和7年5月に改正されました。あわせてご活用ください。

（建築設計標準は国土交通省ホームページに掲載）

令和7年度改正の概要

① トイレ

車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

② 客席

車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

③ 駐車場

車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

2 完了届について

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定による工事完了の届出は、次により、指定施設工事完了届（第6号様式）（6ページ）を提出してください。

(1)提出期限

工事完了後、すみやかに提出してください。その後、完了検査を行います。

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局指導部建築管理課
(TEL 044-200-3088 本庁舎18階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-2348 本庁舎19階)

(3)提出方法

ア 紙媒体（窓口及び郵送）で提出の場合、**2部**（正本・副本各1部）提出

※副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。

イ 電子申請の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

- ア 指定施設工事完了届（第 6 号様式）（6 ページ）
※電子申請の場合、フォームに必要事項記入
- イ 整備対象箇所のカラー写真（寸法等が判断できるもの）
※A 4 判縦型に整理してください。
- ウ 完成図面（整備内容に軽微な変更があった場合）
※整備内容がわかるようにしてください。

3 整備適合証について

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合していると認められる場合は、整備基準適合証の交付を請求することができますので、「整備基準適合証交付請求書」（第 1 号様式）（7 ページ）を提出してください。

なお、事前協議で整備基準適合となった場合でも、工事完了後整備の状況により「整備基準適合証」を交付できないことがありますので、予めご了承ください。

(1)提出先

まちづくり局指導部建築管理課（本庁舎 18 階）

(2)掲示位置

交付を受けた適合証は、出入口等の見やすい位置に掲示してください。

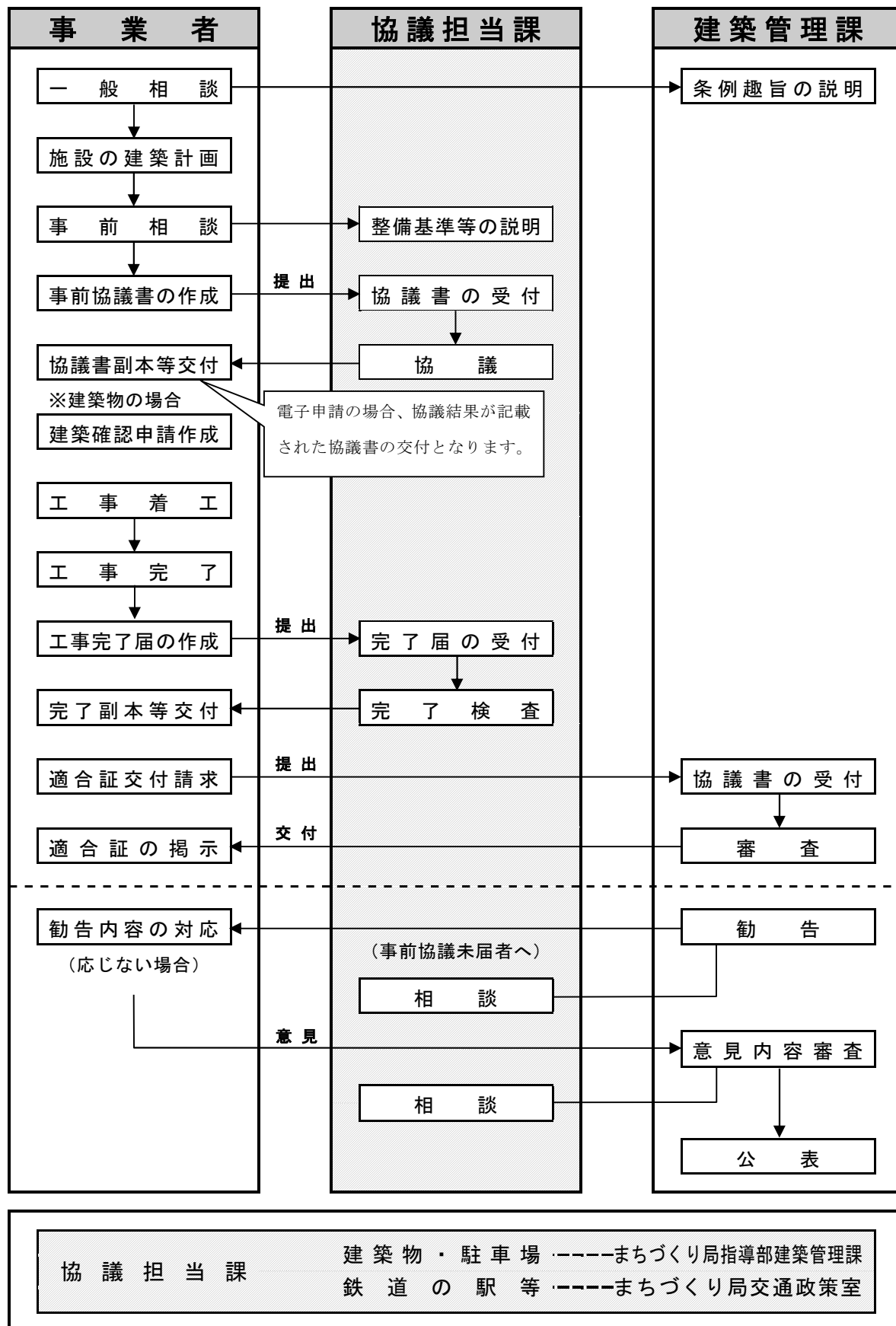
4 整備済ステッカーについて

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合、若しくはただし書適用による整備基準に適合である場合は、整備済ステッカーを交付します。

整備済ステッカーは、施設の受付や主要な入り口等の見やすい場所に掲示してください。

福祉のまちづくり条例事務の流れ

〔新築等〕



指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造		造 階	
新築等の種類		新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え			
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分	その他の部分	合 計	
指定施設の延べ面積		m ²	m ²	m ²	
用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	共用部分	m ²	m ²	m ²	
駐車場の駐車台数		台(うち機械式 台・車椅子利用者用駐車施設 台)			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住所			法人名	
	氏名			電話	
※ 受付欄		※協議終了年月日 年 月 日			
		※ 審査結果等			

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください

第6号様式

指定施設工事完了届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構 造	造 階		
協議受付番号及び協議終了年月日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

第1号様式

整備基準適合証交付請求書

(道路及び公園以外の公共的施設用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名	称								
所	在	地							
種	類		構造	造				階	
規	模	敷地面積	m ²		建築面積	m ²			
公共的施設の延べ面積		m ²							
用 途 の 内 訳	()	m ²							
	()	m ²							
	()	m ²							
	()	m ²							
	共用部分	m ²							
駐車場の駐車台数		(うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 台)		工事完了年月		年 月			
事前協議の有無		有(終了年月日 . . .)・無			指定施設工事完了届の有無		有・無		
連	絡	先	住 所			法人名			
			氏 名			電 話			
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号							
※ 審 査 結 果 等									

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。



川崎市福祉のまちづくり条例
普及啓発キャラクター
「ふくまっち」

問い合わせ窓口

- ・ **建築物、駐車場**

事前相談、事前協議、完了検査

- ・ 整備基準適合証交付

- ・ 整備済ステッカー交付

まちづくり局指導部建築管理課

Tel 044-200-3088

本庁舎18階

- ・ **鉄道の駅、鉄道の駅と
一体として利用される施設**

事前相談、事前協議、完了検査

まちづくり局交通政策室

Tel 044-200-2348

本庁舎19階